

第 1 部

総 説

第1章 平成25事務年度（平成25.7.1～平成26.6.30）の主要事項

1 東日本大震災への対応

(1) 福島県下12市町村に係る国税の申告・

納付等の期限延長措置の終了

東日本大震災の発生を受け、平成23年3月15日付告示により、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の5県について同月11日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じ、その後、各地域の復興等の状況を踏まえ、順次、期限延長措置を終了してきた。

残る福島県の田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村についても、平成26年1月31日付告示により当該期限延長措置を同年3月31日をもって終了した。ただし、この期限延長措置の終了により、当該12市町村の納税者が複数年分の申告・納付等をしなければならなくなることを考慮して、1年間の手続期間を設け、平成27年3月31日までに申告・納付等の手続をしていただくこととした。

(2) 確定申告期の仙台国税局支援

平成24年分確定申告期に引き続き、特に被害の大きかった仙台国税局においては、確定申告期に多数の来署者が見込まれたことから、平成26年2月13日から3月18日までの間、仙台国税局管内税務署に関東信越国税局を除く10局（沖縄国税事務所を含む。）から、延べ約1,300名の職員を派遣したところである。

(3) 酒類業関係

平成24事務年度に引き続き、被災した

酒類製造場等に対する免許手続の弾力的な取扱いを実施するとともに、酒類の安全性確保のため酒類等の放射性物質に関する調査を実施した。

2 改正消費税法への対応

平成24年8月に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の改正が行われた。

(1) 改正消費税法に関する広報・相談対応

消費税法の改正については、多くの事業者に影響を及ぼすものであることから、事業者が消費税の改正内容等を十分に理解して申告・納付を行えるよう、平成25年10月に各税務署に「改正消費税相談コーナー」を設置して改正消費税法等に関する相談に対応したほか、消費税率引上げに伴う経過措置や適用税率に関するQ&A等を国税庁ホームページに掲載するなど改正内容の広報周知に努めた。

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしている。

国税庁では、総額表示義務の特例について、本特例の適用要件である「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）の具体例をまとめた事例集を作成して国税庁ホームページに掲載したほか、消費税転嫁対策特別措置法に関する事業者向け説明会等において本特例を周知してきた。

また、「改正消費税相談コーナー」では、改正消費税法や価格表示（総額表示義務

の特例)に関する相談に適切に対応したほか、消費税の転嫁に関する相談にも丁寧に対応した。

さらに、酒類業の所管官庁として、酒類業者に対して、消費税転嫁対策特別措置法の規定を遵守するよう周知・指導を行うなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に努めた。

3 外国税務当局との執行協力の促進

租税に関する情報交換の重要性について世界的に認識の高まる中、我が国においても租税条約の締結を進めるとともに、我が国が過去に締結した租税条約の中で、情報交換規定が現在の国際基準を満たしていないものについては、最新の内容への改正が引き続き進められている。平成25事務年度には、サモア、ポルトガル、ガーンジー、ジャージー、マカオとの租税条約が発効し、平成26年6月末現在、発効済みの租税条約等は61（平成25年6月末時点で55）、適用対象国・地域は83か国・地域（平成25年6月末時点で66）に増加している。

こうした情報交換ネットワークの拡大を背景に、情報交換ミーティングの実施、国際タックスシェルター情報センター（JITSIC）の活用等を通じて、事案内容に応じた情報交換実施手法の開発・利用を進めた。

また、平成25年10月に、税務当局間で徴収共助等の行政支援を相互に行うための多国間条約である「税務行政執行共助条約」が我が国について発効しており、同条約及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく情報交換・徴収共助等の実施が可能となっている。

4 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び定着に向けた取組

国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、平成24年5月に策定した国税庁における「業務プロセス改革計画」（以下「改革計画」という。）に基づき、その普及及び定着を国税庁における当面の最重要課題の一つと位置付け、各種施策に取り組んだ。

具体的には、関係民間団体と連携しつつ納税者への個別勧奨や税理士に対する代理送信の協力要請を行った。

また、以前から行っている所得税の確定申告時期の24時間受付に加えて確定申告時期以外の受付時間の24時までの延長や納税証明書をオンライン請求し、税務署窓口で書面で受け取る場合の電子署名を省略するなどの利用者利便の向上に取り組んだほか、e-Taxで提出された還付申告書の処理期間の見直しを行った。

さらに、近年、タブレット端末等のスマートデバイスの急速な普及が進んでいることから、これまでパソコンでの利用を前提としていたe-Taxのサービスのうち、納税手続等について、スマートデバイス向けのサービスを開始した。

なお、平成25年度が計画最終年度である改革計画について、この計画に掲げる成果指標の実績値は、いずれも前年度を上回り、着実にe-Taxの普及及び定着が図られている。

5 日本産酒類の輸出環境整備

日本産酒類の輸出環境整備については、クールジャパン推進の一環として、関係府省が連携して取組を進めている。国税庁では、海外のワイン専門家を対象とする酒類

教育機関における日本酒講座に協力するなど酒類の専門的知識の普及・啓発を行うほか、日本産酒類が提供される国際的なイベント等に専門的知識を有する技術系職員を派遣するなどの協力を行った。また、輸出に取り組む事業者を支援するため、日本貿易振興機構（JETRO）と協力して輸出ハンドブックの作成などを行った。

さらに、福島第一原子力発電所事故後に各国で導入された輸入規制に対し、独立行政法人酒類総合研究所の分析・研究結果を活用して、継続的に規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを行っているほか、関係府省と連携しながら国際交渉等の機会を通じて貿易障壁の除去を働きかけている。

各国税局・沖縄国税事務所においても、輸出に対する酒類業者のニーズの把握や情報提供を目的として、輸出に関するアンケートや輸出セミナーを実施した。

第2章 租税収入状況

第1節 経済概況

我が国の平成25年度の経済動向については「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成26年1月24日閣議決定）」において『『大胆な金融政策』、『機動的な財政政策』、『民間投資を喚起する成長戦略』の『三本の矢』による一体的な取組の政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく下で、景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれる。』とされている。

なお、平成25年度における主要経済指標は以下のとおりである。

1 国内総生産

平成25年度の実質国内総生産は、実額で529.3兆円（平成24年度517.6兆円）、成長率は2.3%増（平成24年度0.7%増）となった。

名目国内総生産は、実額で481.4兆円（平成24年度472.6兆円）、成長率は1.9%増（平成24年度0.2%減）となった。

2 個人消費

平成25年度の実質民間最終消費支出は、実額で316.2兆円（平成24年度308.5兆円）、前年度比2.5%増（平成24年度同1.5%増）となった。

3 住宅投資

平成25年度の新築住宅着工件数は98.7万戸（平成24年度89.3万戸）で前年度比10.6%増（平成24年度同6.2%増）となった。

実質民間住宅投資は、実額で14.9兆円（平成24年度13.6兆円）、前年度比9.5%増（平成24年度同5.4%増）となった。

4 設備投資及び鉱工業生産

平成25年度の実質民間企業設備投資は、実額で70.3兆円（平成24年度68.5兆円）、前年度比2.7%増（平成24年度同0.7%増）となった。

鉱工業生産指数は98.9（平成24年度95.8）となり、前年度比3.2%増（平成24年度同2.9%減）となった。

5 国際収支

平成25年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で69.8兆円（平成24年度63.7兆円）、前年度比9.5%増（平成24年度同2.7%減）となり、輸入は実額で81.2兆円（平成24年度70.7兆円）、前年度比14.9%増（平成24年度同3.8%増）となった。

この結果、平成25年度の貿易収支（国際収支ベース）は11.0兆円の赤字（平成24年度5.2兆円の赤字）、経常収支は0.8兆円の黒字（平成24年度4.2兆円の黒字）となった。

6 労働力需要

平成25年度の有効求人倍率は0.97倍（平成24年度0.82倍）と0.15ポイント上昇し、完全失業率は3.9%（平成24年度4.3%）と0.4ポイント低下した。

7 物価動向

平成25年度の国内企業物価指数は102.4（平成24年度100.5）となり、前年度比1.9%増（平成24年度同1.1%減）となった。

消費者物価指数（除く生鮮食品）は100.4（平成24年度99.6）となり、前年度比0.8%増（平成24年度同0.2%減）となった。

第2節 租税収入状況

1 平成25年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成25年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、46兆9,529億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）45兆3,540億円に対して1兆5,989億円（3.5%）の増収となり、前年度の決算額43兆9,314億円に対して3兆215億円（6.9%）の増収となった。

一般会計分税収の主な特色は次のとおりである。

- (1) 源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は33.1%と前年度の31.9%を上回っており、法人税の一般会計分税収に占める割合も22.3%と前年度の22.2%を上回った。
- (2) 直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税及び地価税並びに復興特別所得税及び復興特別法人税）の特別会計分を含む税収総計に占める割合（決算額ベース）は56.9%と前年度の55.2%を上回った。

2 主要税目別収入状況（平成25年度一般会計分）

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、12兆7,592億円であり、予算額に対して6,032億円（5.0%）の増収、前年度決算額に対して1兆2,866億円（11.2%）の増収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、2兆7,717億円であり、予算額に対して1,427億円（5.4%）の増収、前年度決算額に対して2,517億円（10.0%）の増収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は10兆4,937億円であり、予算額に対して4,287億円（4.3%）の増収、前年度決算額に対して7,354億円（7.5%）の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、1兆5,743億円であり、予算額に対して793億円（5.3%）の増収、前年度決算額に対して704億円（4.7%）の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、10兆8,293億円であり、予算額に対して1,803億円（1.7%）の増収、前年度決算額に対して4,789億円（4.6%）の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆3,709億円であり、予算額に対して239億円（1.8%）の増収、前年度決算額に対して212億円（1.6%）の増収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆5,743億円であり、予算額に対して83億円（0.3%）の増収、前年度決算額に対して477億円（1.8%）の減収となった。